

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百四十五號

月入午後亥時五十七分
潮午前十時零八分
午後十時三十五分

日事新報

識しては如何と云ふものあり是も自から一説なれども
今日の實際よりては雨藩出身の人どても同藩たるの
故を以て必ず其説を同うす可しとも想はれず現に今回

表を差出したりと云ふ其辭職の理由如何は我輩の未だ
知らざる所なれども世間の傳ふる所より據れば是より先
き内閣の大臣中條約改正の事に關して陰に意見を裏に
するものあり其間とかく折合はざる模様にて既に伊藤

の條約改正に就き薩州出身中にても某大臣は之に反對し長州出身中にても某大臣は之れに賛成なりなどの説さへなきにあらざれば旁々以て其事の難きを見る可しうるに於く又藩閥優劣論も實際扱て責任内閣も容易に行ふ可らず又

伯の如きは近來多く會談に付處せざる程なりしと云へば、今度の辭職も或は其邊の事情より來りしにはあらずやなど説を作す者あり其然るや否やは知る可らずと雖も兎に角に内閣云々の嶋ある今日に際して偶まゝ此事ありたれば世人は之々就て種々の推測を爲すふとな

不可をりとすれば今日の事情に於て内閣の方向を定するの方法は異説者は去り同説者は留り説の異同を以て去就を決し留まる者は一定の方向を以て其地位を守るの外に策ある可らず若し又異同去就の其際々衆說紛々として定まらざるふとあらば其中の有力者が獨

かくあれども明治政府に於て大臣の辭職は甚だ珍らしく、からぬ事にして二十餘年間も指を屈すれば其多きふと、幾回なるや知る可らず唯政治の一方に身を寄せて進退を苟もせざるの間えある伊藤伯にして此事ありしは

り踏止まりて衆論を拂し断然方向を定むるも可ならん
然るに若しも當路者に其決斷なくして又も例の如く中和調停の策に出でんか幸にして或は一時の小康を得べしと雖も斯る彌縫の計策は以て永久を維持す可きに

少しく其平生と似たるが如くなれども時の模様より遅む者もあれば退く者もあり政海の常にして毫も怪しひに足らず左れば我輩は一の伊藤伯の遁退と聞して又政海の事情に就き云々するふとを好まざれども唯此際より當りて今の内閣が其方向を一定せん事を希望する者

あらず他年を待たず形窮し勢迫るの時あるは疑ふ可らずして其期に至りては此事を説くも最早その甲斐あいなきかひする可らず左れば今日の機会を幸ひに方向一定の策を講ずるは第一の必要にして或は其結果として偶然に一躉闊の大臣が悉く去て他躉闊の大臣が悉く留まるなど

さうして國民の反對論にもあらず又外交の始末にもあらずして
唯その部内の折合の六ヶしきに在りと云はざるを得ず
世人の言の如く今の政府は事實よ於て藩閥聯合の政府

の奇觀を呈するに至るやも圖る可らずと雖も其邊は如
何様にも變るゝ足らず唯我朝は今内外困難の衝
當り紛を解き難を排するゝは斷然情實を排斥して内閣
の方向を一定するの要を認むる者あり

たるみとを免れざる其上に近來は功臣網羅とて從來異王議と認めたる人々をも引入れたれば其間の釣合の微妙にして之を探つるの困難は更に一層を加へたるもの如し若しも日本今後の政況をして今前の如くならしむるに在り改治家は至前ゆかく其半生の勞力を分つて内

○去る十二日の官報欄内司法省告示第十號横濱始審の
欄上溝の下相模國高座郡は上溝出張所管内の誤なりと
昨日の官報より正誤せり

は在朝政治家は以前の如き其半生の勞力を分つて内閣の調停に從事するも可なりと雖も今後の時勢は果して斯る幕内の運動のみを許す可否や明年國會開設の後に至りて例へば今の條約改正の如き大問題の起りたるに際し若しも大臣中に意見の協ばずして内閣の不

明治廿二年十月十五日
御都合有之京都行幸
行啓御延引仰出サル
宮内大臣子爵土方久元
出張裁判開廷場所管轄區域及期日表
(前號の續き)

折合を致し閣員の進退に一致を欠くが如き舉動もあらば如何せん今日ならば其間に周旋奔走する者ありて蟠事に纏ひるか若しくは一二大臣の辭職ぐらゐにて止むふとならんなれども國會開設の曉には則ち然るを得

新	村
松	松村松出張所管内一圓
渴	二月三十日
三	津新出張所管内一圓
條	一月二十日
三	津新出張所管内一圓
條	九月十月中旬
三	津新出張所管内一圓
條	三月三月中
三	津新出張所管内一圓
條	五月六月中
三	津新出張所管内一圓
條	十月十一月中
三	津新出張所管内一圓
四	三月四月中

大隈博士の反對黨は之を奇貨として大に政府を攻撃し、又或は銘々その所属を異々したる黨派が議場に紛争を起す。うする等何れにしても事體の不穏を致し其結果は意外の醜態を刷致して政治上の秩序を紊るの恐れしども云ひ難し左れば今日に於ては何は兎もあれ釣合の情

卷	卷出張所管内一回	六月七月 十一月十二月	各二十日間
水	原水原出張所管内一回	一月二月中 五月六月中	各三十日間
中	係中係出張所管内一回	九月十月中 二月三月中	各十五日間
新發田		六月七月中 十月一月中	各十五日間

實を一擧し其方向を一定するふと必要ある可しと我輩の黨に信する所なり此議に關しては責任内閣云々の説もありて至極妙ありと雖も年來慣習の藩閥内閣を一撃して直に責任内閣となすに理論に於ては苟支なきが如あれども事實決して此の如くなるふとを得べからず更に念を蘇よみがへる政府の實を表白し例へば陸長南藩力を負ふ事無く實を成す者は恐き優秀の一蕃人を以て内閣を組

村	上勝	見	附	木	見	江
長岡	勝木	見	見附出張所管内	勝木出張所管内	津川出張所管内	津川
與板	板	附	一圓	二月	二月	十月
小千谷	小千谷	木	一月	六月	六月	各十日間
小出島	小出島	見	五月	十月		
圖	出張所管内	附	二月	四月		
	一	木	三月	五月		
	十一月	見	各十五日間	各十五日間		
	六月七月	附	六月	六月		
	月中	木	各十五日間	各十五日間		
	十一月十二月中	見	各十五日間	各十五日間		

明治廿二年十月十七日
舊曆己丑九月廿三日
木曜日
（丙寅）
日出午前五時五十二分
入午後十一時零二分
月山午後十一時零二分
午後十一時零八分
午後十一時三十五分
西曆一千八百八十九年

朝鮮

織しては如何と云ふものあり是も自から一説なれども
今日の實際よ於ては兩藩出身の人とも同藩たるの
故を以て必ず其説を同う可しとも想はれず現に今回
の條約改正に就き薩州出身中にも某大臣は之に反対
し長州出身中にも某大臣は之れに賛成なりなどの説
さへなきにあらざれば旁々見て其事の難きを見る可し
切て責任内閣も容易に行ふ可らず又藩閥優劣論も實際
に不可ありとすれば今日の事情に於て内閣の方向を一
定するの方法は異説者は去り同説者は留り説の異同を
以て去就を決し留まる者は一定の方向を以て其地位を一
守るの外に策ある可らず若し又異同去就の其際よ衆説
絶々として定まらざるふともあらば其中の有力者が獨
り踏止まりて衆論を排し斷然方向を定むる可ならん
然るに若しも當路者に其決斷なくして又も例の如く中
和調停の策に出でんか幸にして或是一時の小康を得
べしと雖も斯る彌縫の計策は以て永久を維持す可さに
あらず他年を待たず形窮し勢迫るの時あるは疑ふ可
らずして其期に至りては此事を説くも最早その甲斐な
く大臣が悉く去て他藩閥の大臣が悉く留まるなど
の奇觀を呈するに至るやも圖る可らずと雖も其邊は如
何様にも變るゝ足らず唯我輩は今の内外困難の衝み
當り紛を解き難を排するゝは斷然精實を排斥して内閣
の方向を一定するの要を認むる者あり